

(証券コード：8886)
2022年8月5日

株 主 各 位

名古屋市中区栄四丁目5番3号
株式会社 **ウッドフレンズ**
代表取締役社長 林 知秀

第40回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、下記の事項に係る情報につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.woodfriends.co.jp>) への掲載によりご提供させていただきますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

インターネット開示事項

1. 事業報告の「会計監査人に関する事項」
2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
3. 計算書類の「個別注記表」

以 上

~~~~~  
◎「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「個別注記表」は監査等委員会が監査報告を、「個別注記表」は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

## 1. 事業報告の「会計監査人に関する事項」

### (1) 名称

監査法人東海会計社

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2021年8月24日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                | 18,400千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 18,400千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り額の算定根拠の相当性について検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 2. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

### (1) 取締役会における決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての基本方針は以下のとおりであります。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 当社はコンプライアンスに基づく企業倫理、経営環境の激しい変化に対応するため経営組織体制の構築の重要性を認識し、内部統制システムの充実を最も重要な経営課題の一つと位置づける。
- b 役職員が、法令および定款を遵守して職務執行を行い、かつ企業の社会的責任を果たすため、取締役会を代表して代表取締役が全役職員に、経営方針および行動指針の趣旨を伝える。
- c リスクマネジメントを担当する役員を取締役会が選定して、当社およびその子会社におけるリスク管理・統制を行う。
- d 内部監査室を前項役員の直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。
- e コンプライアンス推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。
- f 法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき適切に記録・保存・管理の運用を実施する。なお、取締役は、いつでも当該情報を閲覧することができるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 各部門長は、職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を超える場合は、稟議規程等に定めるところにより取締役あるいは執行役員の許可を要することにより、事業の損失（リスク）を管理する。
- b 事業遂行部門に対する内部牽制機能を担う部門として企画・管理系部門を位置づけ、各事業のリスクを監視する。
- c 内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、リスクマネジメント担当役員に報告する。
- d リスクマネジメント担当役員は、定期的に当社およびその子会社のリスク管理の状況を取締役会および監査等委員会にて報告する。その報告に基づき問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 定期の取締役会を月1回開催し、かつ必要に応じて随時取締役会を招集できる体制をとることにより、重要事項の決定を迅速に行う。
- b 中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。
- c 取締役および執行役員で構成する業務遂行の審議機関である経営会議を月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ **当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- a 子会社管理規程を定め、権限を適切に委任するとともに、当社への報告・事前付議事項の基準を明確にして、適切な子会社管理を実施する。
  - b 当社グループとしての適切な経営判断を行うため、子会社の責任者は、経営会議において自社の経営状況を報告する。
  - c リスクマネジメント担当役員は、子会社の重要な会議に出席するなどして、子会社におけるガバナンス状況を適宜把握し、必要に応じて見直しを指示する。
  - d 当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項**
- a 内部監査室に所属する者は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行う。
  - b 前項の他、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の意見をできるだけ尊重した上で人選し、その者を配置する。
  - c 監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた当該使用人は、当該指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く）およびその他業務執行組織による指揮命令は受けず、独立してその職務を遂行する。
- ⑦ **監査等委員会への報告に関する体制**
- a 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当社または当社グループに対して著しい損害を及ぼす事実、重大な法令違反・定款違反が発生した場合あるいはそれらの発生を予見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
  - b 当社は、前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
  - c 監査等委員会は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、業務執行状況の報告を求めることができる。
- ⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- a 監査等委員である取締役のうち2名以上は社外取締役とし、対外的に透明性を確保する。また、監査等委員である社外取締役が社内情報を把握するために、監査等委員会の運営事務局である内部監査室が、監査等委員である社外取締役の要請に応じてサポートを行う。
  - b 監査等委員会は、リスクマネジメント担当役員および子会社の監査役との連絡会を定期的を開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
  - c 監査等委員会は監査の実効性を確保するため、必要に応じて、弁護士や公認会計士などの社外専門家を活用することができる。また、監査等委員が職務を執行することに係る費用は当社が負担する。
- ⑨ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社および当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令等に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、運用状況における有効性の向上を図る。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社および当社グループは、市民生活や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士などの外部専門機関と緊密な連携の下、組織全体として毅然とした態度で対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、公正で健全なグループ企業活動を実践することを目的として「ウッドフレンズグループ企業行動規範」を制定しております。その徹底を図るとともに、内部監査室による子会社を含む定期的な業務監査の実施を通じて、不正行為の発見に努めるとともに、業務において改善が必要とされる事項を指摘し、実効性のある監査を実施しています。コンプライアンスにおいては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、グループ全ての従業員が遵守できるよう推進に努め、一切の関係遮断を図る取組みを実施しております。また内部通報制度および相談窓口を活用し、不祥事の未然防止、早期発見、改善防止に努めています。

### 3. 計算書類の「個別注記表」

#### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
- (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
  
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 販売用不動産・仕掛販売用不動産・未成工事支出金
- (2) 商品・原材料

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

なお、販売用不動産のうち、賃貸に供している物件については有形固定資産に準じて償却を行っております。

月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
（リース資産を除く）
- (2) 無形固定資産  
（リース資産を除く）
- (3) リース資産
- (4) 長期前払費用

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用借地上の建物等については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

均等償却によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
- (2) 役員賞与引当金
- (3) 完成工事補償引当金
- (4) 役員退職慰労引当金
- (5) 退職給付引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。役員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。引渡済建物の契約不適合責任に基づく補償費の支出に備えるため、過去の実績を基礎に、将来の補償を加味した金額及び準耐火建築物に関する不適合施工にかかる是正工事の見込金額を計上しております。役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

従業員の退職金の支払に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、（収益認識関係）の注記に記載のとおりです。

**(会計方針の変更に関する注記)**

**(収益認識に関する会計基準等の適用)**

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客からの受取り額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「未成工事受入金」及びその他に含まれていた前受金は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高及び売上原価は 1,477,306 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に影響はありません。なお、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

**(時価の算定に関する会計基準等の適用)**

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44 - 2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

**(会計上の見積りの変更に関する注記)**

**(資産除去債務の見積りの変更)**

賃貸契約に基づき使用するオフィス等の一部について、原状回復等に係る債務を合理的に見積もることが可能となったことにより、当事業年度において資産除去債務を 31,566 千円計上しております。この変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が 3,868 千円減少しております。



## (会計上の見積りに関する注記)

### (販売用不動産の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額  
販売用不動産 8,196,694 千円
2. 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報
  - (1) 算出方法

販売用不動産の評価は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、販売見込額から販売費等を控除した正味売却価額が取得原価を下回る場合には、棚卸資産評価損を計上しております。

- (2) 主要な仮定

販売用不動産の正味売却価額の見積りの基礎となる販売見込額は、物件ごとの現況に応じて、物件の立地、規模、周辺の売買取引事例、販売実績、又は不動産鑑定士による評価結果等を踏まえ算出しております

- (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

販売用不動産については、物件ごとに特性があり、景気動向、金利動向、地価動向及び住宅税制等の影響を受け、当該見積りは変動する可能性があります。その結果、販売用不動産の正味売却価額の見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類における販売用不動産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (固定資産の減損)

余暇事業 HOTEL WOOD 高山における固定資産の減損

1. 当事業年度末の計算書類に計上した額  
有形固定資産 725,027 千円、無形固定資産 7,718 千円、長期前払費用 34,147 千円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
  - (1) 算出方法

当社は、継続的な営業赤字や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化等、減損の兆候が認められる固定資産について、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識することとしております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による宿泊者数減少等の影響を受け、当該事業に減損の兆候があると判断し、減損損失の認識要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

- (2) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不透明な状況ではあるものの、国内の旅行需要に回復が見られることと外国人観光客の受け入れ緩和が進んでいることから、宿泊客数は今後3年程度で徐々に回復していくものと仮定した利益計画を使用しております。

- (3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響等を主要な仮定としていますが、これら見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要になった場合には、今後、減損損失を認識する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社との金銭債権及び金銭債務  
(区分掲記されたものを除く)

|        |           |    |
|--------|-----------|----|
| 短期金銭債権 | 32,224    | 千円 |
| 短期金銭債務 | 1,404,282 | 千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

753,193 千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 担保に提供している資産

|          |            |    |
|----------|------------|----|
| 販売用不動産   | 3,369,222  | 千円 |
| 仕掛販売用不動産 | 6,145,436  | 千円 |
| 未成工事支出金  | 2,096,809  | 千円 |
| 建物       | 841,241    | 千円 |
| 建物附属設備   | 154,169    | 千円 |
| 構築物      | 44,845     | 千円 |
| 土地       | 385,091    | 千円 |
| 関係会社株式   | 7,000      | 千円 |
| 計        | 13,043,816 | 千円 |

上記に対応する債務

|              |           |    |
|--------------|-----------|----|
| 短期借入金        | 8,443,350 | 千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 181,020   | 千円 |
| 長期借入金        | 959,402   | 千円 |
| 計            | 9,583,772 | 千円 |

4. 偶発債務

保証債務

|                 |           |    |
|-----------------|-----------|----|
| 子会社の金融機関からの借入金  | 994,085   | 千円 |
| 販売顧客の金融機関からの借入金 | 1,145,711 | 千円 |
| 計               | 2,139,797 | 千円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

|            |           |    |
|------------|-----------|----|
| 営業取引の取引高   | 6,065,748 | 千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 38,426    | 千円 |

2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

|      |         |    |
|------|---------|----|
| 売上原価 | 133,999 | 千円 |
|------|---------|----|

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 1,480,000株

2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 21,832        | 85            | —             | 21,917        |

(注) 普通株式の自己株式の増加85株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------------|----------------|----------------|
| 2021年8月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 135,609    | 93          | 2021年<br>5月31日 | 2021年<br>8月25日 |

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|------------|-------|-------------|----------------|----------------|
| 2022年8月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 234,751    | 利益剰余金 | 161         | 2022年<br>5月31日 | 2022年<br>8月25日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である工事未払金及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主として営業取引に係る資金調達であります。なお、借入金の一部については変動金利であるため、金利変動のリスクに晒されております。

信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

市場リスクに関しては、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスクに関しては、金利動向を随時把握し、事業計画に織り込むことにより適切に管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものは以下に含めておりません。

|                        | 貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価(千円)    | 差額(千円) |
|------------------------|-------------------|-----------|--------|
| 投資有価証券<br>その他有価証券      | 3,396             | 3,396     | —      |
| 資産計                    | 3,396             | 3,396     | —      |
| 社債<br>(1年内償還予定を含む。)    | 1,903,000         | 1,898,650 | △4,349 |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定を含む。) | 3,696,915         | 3,691,936 | △4,979 |
| 負債計                    | 5,599,915         | 5,590,586 | △9,328 |

(注) 1. 現金及び預金は注記を省略しており、事業年度末日から短期間で決済される金融商品等、時価が帳簿価額と一致又は近似している金融資産及び負債は注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度 (千円) |
|--------|------------|
| 関係会社株式 | 27,000     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

| 区分      | 時価（千円） |           |      |           |
|---------|--------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |        |           |      |           |
| その他有価証券 | 3,396  | —         | —    | 3,396     |
| 資産計     | 3,396  | —         | —    | 3,396     |
| 社債      | —      | 1,898,650 | —    | 1,898,650 |
| 長期借入金   | —      | 3,691,936 | —    | 3,691,936 |
| 負債計     | —      | 5,590,586 | —    | 5,590,586 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

当社が保有している投資有価証券は上場株式であります。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

|               |          |    |
|---------------|----------|----|
| 会社分割による子会社株式  | 174,262  | 千円 |
| 減損損失          | 42,461   | 千円 |
| 役員退職慰労引当金繰入超過 | 52,537   | 千円 |
| 完成工事補償引当金繰入超過 | 36,597   | 千円 |
| 賞与引当金繰入超過     | 50,121   | 千円 |
| 資産除去債務        | 16,383   | 千円 |
| 棚卸資産評価損超過     | 57,952   | 千円 |
| その他           | 78,004   | 千円 |
| 評価性引当額        | △375,707 | 千円 |
| 繰延税金資産合計      | 132,612  | 千円 |

(繰延税金負債)

|           |         |    |
|-----------|---------|----|
| 資産除去債務    | 12,772  | 千円 |
| 固定資産圧縮積立金 | 11,163  | 千円 |
| 繰延税金負債合計  | 23,936  | 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 108,675 | 千円 |

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| セグメントの名称      | 主要な財又はサービス | 金額 (千円)    |
|---------------|------------|------------|
| 住宅事業          | 分譲住宅及び土地販売 | 33,756,273 |
|               | 注文住宅       | 1,762,521  |
|               | リフォーム      | 444,309    |
|               | その他        | 587,086    |
|               | 小計         | 36,550,191 |
| 余暇事業          | 施設利用料      | 622,902    |
|               | その他        | 337,787    |
|               | 小計         | 960,689    |
| 都市事業          | その他        | 678        |
| 顧客との契約から生じる収益 |            | 37,511,559 |
| 住宅事業          | 不動産賃貸      | 95,528     |
| 都市事業          | 不動産賃貸      | 107,132    |
| その他           | 不動産賃貸      | 16,834     |
| その他の収益        |            | 219,495    |
| 外部顧客への売上高     |            | 37,731,054 |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### (分譲住宅及び土地販売)

分譲住宅及び土地の販売は、顧客との不動産売買契約に基づき、物件の引渡時に履行義務が充足されると判断し、一時点で移転される財として収益を認識しております。収益の額は不動産売買契約の取引価格で測定しております。

#### (注文住宅)

注文住宅の建築請負は、顧客との請負工事契約に基づき、工事の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり移転される財として進捗度に応じた収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。収益の額は請負工事契約の取引価格で測定しております。

#### (リフォーム)

リフォームは、主に顧客(一般消費者及び法人等)との請負工事契約に基づき、工事を行う義務を負っております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いため、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (施設利用料)

当社は、ゴルフ場運営、ホテル運営、公園運営を行っており、顧客に対し、施設利用のサービス提供や物品の販売等を行っております。当社グループの履行義務は、顧客にサービス等を提供した時点又は物品の引き渡しにより顧客がその支配を獲得した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は通常短期の内に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当事業年度において、当社における顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

契約負債（期首残高） 153,882 千円

契約負債（期末残高） 197,615 千円

契約負債は、主に戸建住宅の不動産売買契約に基づいて、顧客から受領した手付金等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は152,089千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。



(関連当事者取引関係)

1. 子会社及び関連会社

| 種類  | 会社等の名称           | 住所         | 事業の内容                   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容     |                               | 取引の内容                          | 取引金額(千円)  | 科目                | 期末残高(千円)  |
|-----|------------------|------------|-------------------------|-------------------|----------|-------------------------------|--------------------------------|-----------|-------------------|-----------|
|     |                  |            |                         |                   | 役員の兼任等   | 事業上の関係                        |                                |           |                   |           |
| 子会社 | 株式会社<br>フォレストノート | 名古屋市<br>中区 | 建設<br>資材の<br>製造・<br>販売等 | 100.0<br>(-)      | 兼任<br>3名 | 建設資<br>材の購<br>入及び<br>資金貸<br>付 | 建築資材の<br>購入<br>(注) 1           | 5,552,145 | 工事<br>未払金         | 1,075,750 |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | -                              | -         | 買掛金               | 272,170   |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | 資金の<br>貸付<br>(注) 2             | 860,000   | 関係会社<br>短期<br>貸付金 | 800,008   |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | 資金の<br>回収<br>(注) 2             | 290,008   | 関係会社<br>長期<br>貸付金 | 169,954   |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | 資金の<br>貸付による<br>利息の受取<br>(注) 2 | 10,417    | -                 | -         |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | 事務委託<br>手数料の<br>受取<br>(注) 1    | 15,964    | -                 | -         |
|     |                  |            |                         |                   |          |                               | 借入債務等<br>に対する<br>債務保証<br>(注) 3 | 994,085   | -                 | -         |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引条件については、第三者取引条件を勘案して双方で合意した取引条件によっております。
2. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 金融機関からの借入金に対し、当社が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対して保証料を受領しております。

2. 役員及び主要株主等  
該当事項はありません。

(1株当たり情報関係)

1. 1株当たり純資産額 3,634.72円
2. 1株当たり当期純利益 139.67円

(重要な後発事象関係)

該当事項はありません。